

9号地 物件調書

土地の概要	
所在地	神戸市須磨区中島町1丁目1番2のうち
地目	宅地
現況	更地
貸付面積	700.00㎡（概測）※「特記事項」参照
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日 ※「特記事項」参照
用途	<u>平面駐車場</u> （建物所有目的には使用できません。）
最低月額貸付価格	<u>¥393,000-</u> （この金額未満の入札は無効となります。）
入札保証金	<u>¥1,179,000-</u> （落札後は、保証金に充当します。）
特記事項	<ul style="list-style-type: none">貸付対象地には、工作物（ネットフェンス、門扉、電柱等）があります。貸付期間中の管理（草刈り、清掃等を含む）及び補修等については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の責任で対処してください。土地の利用にあたって現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。北側前面道路にガードレール、歩道切下げ、道路標識、植栽帯、バス停留所があります。道路からの乗入れについては、事前に建設局西部建設事務所安全推進係（TEL：078-742-2421 代表）にご確認ください。現地見学について、敷地外からは自由に見学いただいて構いませんが、路上駐車、大声での会話等、近隣住民の迷惑にならないようご注意ください。

	<p>・敷地内での現地見学を希望する場合、8月28日（水）までに各物件担当課へ連絡してください。</p> <p>※敷地西側（画地図のうち赤字破線部分）において電柱の移設工事を予定しているため、貸付範囲を敷地東側の700㎡（概測）としておりますが、工事の影響範囲または実施状況に応じて、貸付開始時期の前倒しまたは貸付面積を追加できる場合があります（最大1,054.02㎡）。上記工事は令和6年度中の完了を予定しておりますが、工事の実施時期が令和7年4月1日以降（賃貸借契約の開始日以降）になった場合には、工事用車両の進入など必要なお協力をお願いします。なお、貸付面積を追加する場合の貸付価格は、落札金額の1㎡あたりの価格に基づき算出します。</p>
<p>物件担当課</p>	<p>行財政局資産活用課（TEL：078-322-5051）</p>



